

# ○流山市環境基本条例

平成 13 年 7 月 2 日

条例第 22 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等(第 8 条—第 16 条)

第 3 章 市民参加の推進(第 17 条—第 19 条)

第 4 章 地球環境保全の推進(第 20 条)

第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等(第 21 条—第 23 条)

### 附則

流山は、首都圏内に位置し、緑豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知を受け継ぎながら、清潔な環境の備わった都市へと着実に発展を遂げてきた。

これまでの発展により、物質的な豊かさは得たものの、一部の自然は減少し、反対に廃棄物は増加しつつあるなどの環境問題が生じてきている。

今日の環境問題は、地球規模へと拡大し、かけがえのない人類の生存基盤をも脅かそうとするまでになっている。

恵みある良好な環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上で基本的な権利であり、人と自然が共生できるうるおいのある環境を次世代へ継承していくことは、平和な繁栄を続けるための義務である。

今こそ、市、市民及び事業者は、それぞれ協力関係のもとに、国際的視野を持って、環境の保全及び創造のため積極的な行動に努め、その実現はそれぞれの共通の課題であることを再確認し、認識を新たに環境への負荷の低減に努め、持続的発展の可能な循環型社会への移行を図っていくため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造に向けた基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境を将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- (2) 社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- (3) 環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、歴史等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類の共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり環境の保全上の支障を防止するため、その日常において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、環境への負荷の低減に努めるとともに自然環境を適正に保全するため、自ら必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年度、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、流山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ流山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第 9 条 市は、施策の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分に配慮しなければならない。

（環境の保全上の支障を防止するための規制）

第 10 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるように努めなければならない。

（環境の保全に関する協定の締結）

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

（誘導的措置等）

第 12 条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置を執るよう誘導することができる。

2 市は前項の規定により、適切な措置を執るよう誘導した場合において、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進）

第 13 条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。  
(資源の循環的利用等の促進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。  
(情報の提供)

第 15 条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 16 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

### 第 3 章 市民参加の推進

(市民の意見の反映)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、施策のあり方等についての提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第 18 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深められるよう、学習の機会、教材としての資料の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### 第 4 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 20 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

### 第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等

(市民及び事業者の協力)

第 21 条 市は、市民及び事業者との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

(施策の調全体制の整備等)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市、市民及び事業者がそれぞれ自主的に活動できるよう総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。